

(目的)

第1条 この条例は、落書きの防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び建物所有者等が一体となって地域の美観を確保し、もって快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き 道路、公園、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人が所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物に、承諾を得ることなく、みだりにペイント、墨、油性フェルトペン等により、文字、図形若しくは模様をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは模様をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 建物所有者等 建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(禁止行為)

第3条 何人も、落書きをしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、落書きを防止するための施策を講じなければならない。

(事業者及び市民等の責務)

第5条 事業者及び市民等は、市が実施する落書きの防止のための施策に協力しなければならない。

(建物所有者等の責務)

第6条 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物への落書きを防止するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(措置命令)

第7条 市長は、第3条の規定に違反した者に対し、原状の回復その他の必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(立入調査)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に落書きの行われた場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 前項の関係者は、正当な理由がない限り、第1項に規定する立入調査を拒み、又は妨げてはならない。
- 4 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第9条 市長は、第7条の規定による命令に違反した者について、その氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第7条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成20年規則第33号で平成20年12月1日から施行)
- 2 第9条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後の第7条の規定による命令に違反した者について適用する。